

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）（抄）

町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。

（参考）H28.4都市計画運用指針を改正

協議の透明化、円滑化を図るべく、協議ルール作成における留意事項を明確化

- ① 都市計画決定等の手続に先立ち、十分な時間的余裕をもって事前協議を実施すること
- ② 協議における標準処理期間を設定すること
- ③ 協議不調の場合、協議内容に対する考え方を市町村都市計画審議会に提出すること

32

提案募集検討専門部会からの主な御指摘（昨年10月20日実施のヒアリング時）

- ア 協議ルールの更新の取組状況、更新を行わない理由について確認すること
- イ 同意廃止に対する都道府県が抱える懸念の詳細について確認すること
- ウ 都道府県と市との協議における意見相違事例に対する、市側の見解を確認すること

協議ルールにおける留意事項の定着状況等について①

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

協議ルールにおける留意事項の定着状況等

[団体]

	H28.4時点	H29.6調査	H30.7調査
協議ルールを策定	44	44	45
留意事項①を記載	23	27	27
留意事項②を記載	29	32	33
留意事項③を記載	10	13	14
全ての留意事項を記載	7	10	10

→

残り2団体は協議ルールを策定していない（いずれも策定を検討中）

協議ルールを制定している45団体のうち、定めていない留意事項が1つ以上あるものは35団体

この35団体のうち、9団体は協議ルールの更新を検討

＜協議ルールの定着に向けたこれまでの取組＞

- H28.4 都市計画運用指針改正（都道府県知事等に通知）
- H28.4 全国都市計画主管課長会議において周知（改正新旧により説明）
- H29.4 全国都市計画主管課長会議において周知（口頭で周知）
- H29.11 全国都市計画担当課長会議において周知（事務連絡で周知）
- H30.4 全国都市計画主管課長会議において周知（事務連絡で周知）

協議ルールにおける留意事項の定着状況等について②

留意事項を協議ルールに位置付けていない主な理由

平成30年7月調査において、協議ルールを制定している45団体のうち、定めていない留意事項が1つ以上ある35団体に対して、留意事項を協議ルールに位置付けていない理由を聞いたところ、主な理由は以下の通りであった。

○ 現行の協議ルールで支障が生じていないため

→国土交通省としては、現在支障が生じていなくても、今後支障が生じる可能性はあることから、あらかじめ、支障が生じた際の解決手段を協議ルールに位置付けておく必要があると考える。

○ 都市計画運用指針に記載してあるため

→国土交通省としては、都市計画運用指針は技術的助言に過ぎず、市町村と調整の上作成する協議ルールに位置付け実効性を担保する必要はあると考える。

34

※このほか、「県の意見を市町村都市計画審議会に付議するか否かについては、市町村の判断に委ねるべき」「市町村への助言等において、個別に留意事項の内容を伝えているため」等の回答あり。

＜まとめ＞

○ 協議ルールが未策定、留意事項（特に③）が協議ルールに記載されていないなど、協議ルールの定着が未だ十分とは言えない。

○ 留意事項を市町村と調整の上、あらかじめ協議ルールに位置付けておくことの重要性が十分理解されていない。

○ このため、協議ルールの定着に向け、これまでの周知方法に加え、都道府県と個別に対話を行う等の取組の強化を早急に行うことをしたい。この中で、

- ・ 実際に生じている支障事例をあわせて紹介する
- ・ 協議ルールのモデル事例の横展開を図る

等の工夫を行うことも検討する。

都道府県と町村との意見相違事例・町村の自主性に係る事例

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

平成28年4月の都市計画運用指針の改正後に都市計画決定等手続において都道府県知事との協議を行った128町村に対して、協議の実施状況を調査（平成29年8月）。その後の詳細調査（平成30年1月）において「都道府県との協議における意見相違事例があった」、「町村の自主性が損なわれた事例があった」と回答したのは5町村。

事例1

A町 新駅の開業と併せて、中心市街地の賑わいを創出するため、**既存の工場の閉鎖が未確定であったが、当該地区について「工業専用地域」から「近隣商業地域」への用途変更を検討。**

B県 用途地域の変更について異論はないが、**工場の閉鎖が確定した後用途変更を行うべき旨を協議時に指摘。**

※ 仮に用途変更が行われた後に工場の継続が決定された場合、既存不適格となり改築等が行えなくなるとおそれがあった
→ 近隣商業地域への用途変更の時期を変更。

事例2

C町 市街化調整区域において、賑わいを創出するため、**農振法上の農用地区域※を含む形で地区計画（都市計画）を検討。**

※ 農用地区域は、農地等を保護すべき区域であり、開発行為や農地転用等が制限されている

D県 **農用地区域を含まないように地区計画を作成すべき旨を協議時に指摘。**

→ 農用地区域を含まない形で地区計画を再検討。

事例3

E町 駅前地区における賑わいを創出するため、**当該地区について「近隣商業地域」から「商業地域」への用途変更を検討。**

F県 用途変更を適切に行うため、**隣接地との整合性等の整理を行う必要がある旨を協議時に指摘。**

※ 当該地区の隣接地は「第1種低層住居専用地域」になっており、住宅への影響等に鑑み、都市計画運用指針においては、原則として「商業地域」と「第1種低層住居専用地域」とは、相互に接して定めないと望ましいとされている

→ E町は用途変更に関する協議を自ら取り下げ。

都道府県は、将来起こりうる支障を避ける等の観点から意見を述べており、町村の自主性が損なわれたというよりは、むしろ、適切な都市計画決定のために必要な協議が行われたものと評価できるのではないか。

※ 調査母数を確保する観点から、地方分権改革推進室と調整の上、引き続き、町村に対して調査を行う予定

昨年のヒアリングにおける御指摘事項に対する回答

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

(1) 町村同意の廃止に係る都道府県の懸念の詳細〈指摘イ関係〉

平成29年6月の47都道府県に対する調査において、「町村同意を廃止した場合に支障が生じると考えられる」と回答した12団体に対して、平成29年12月の調査で懸念の詳細を確認したところ、12団体のうち、8団体が、過去に実際に生じた支障を踏まえて回答していることが分かった。

○ 市との協議不調事例等を踏まえた懸念（5団体）

同意がない市との協議で、協議不十分で意見が相違したまま都市計画決定された事例があり、町村に対して同意を廃止した場合には、市と同様の事態が想定される。等

○ 町村の都市計画関係業務の処理能力に対する懸念（3団体）

都市計画の対象範囲が定まっていない段階で協議を開始しようとした町があり、町村に対して同意を廃止した場合には、適切な都市計画決定がなされるか、懸念される。等

36

(2) 協議における都道府県と市との意見相違事例等に対する、市側の見解〈指摘ウ関係〉

平成29年12月の47都道府県に対する調査において、都道府県が「意見相違事例等が生じた」と回答した10市に対して、平成30年2月の調査で市側の見解を確認したところ、その結果は以下のとおり。

○ 市としても、意見相違があったと認識（都道府県と市との認識が一致） 3市

○ 市としては、意見相違があったとの認識なし（都道府県と市との認識が不一致） 5市

○ 回答なし 2市

都道府県と市との協議における意見相違事例の例

町村の都市計画の決定に関する
都道府県の同意の廃止関係

事例 コンパクトなまちづくりを掲げる都市計画区域マスタープランに適合しない郊外開発が行われる懸念がある事例

G市 市街化を抑制すべき市街化調整区域の一部を大型商業施設の整備地区として位置付けるG市マスタープランの策定を検討

↑ H県 G市の意見も聴き、都計審の議を経て定められた、コンパクトなまちづくりを掲げる都市計画区域マスタープラン
に適合しない旨を協議（任意）時に指摘

- ↑ **意見相違が解消されないうまま、G市はマスタープランを策定**
- ・ 今後、市街化調整区域において開発を可能とする地区計画の作成が県の意見を考慮せず行われる可能性があり、隣接する市やその商業団体等から、当該開発を認めないよう求める異例の要望書が提出されるなど、強い懸念の声が上がっている

事例 広域的道路ネットワークの観点から県と市との間で意見相違が生じた事例

I市 河川改修に合わせて橋梁架け替え事業を検討。車線数を増やす橋梁部分のみを都市計画決定することを検討

↑ J県 橋梁部分のみ都市計画決定では、高規格の道路が生活道路と接続し、渋滞が発生するおそれが高いため、橋梁部分の先の幹線道路に接続する部分まで高規格の道路を延ばすように、都市計画の案を見直すべき旨を協議時に指摘

↑ **留意事項③に基づき、J県の意見をI市の都市計画審議会に付議し、議論。I市は橋梁部分のみの都市計画決定をしつつも、将来、延長区間の都市計画を策定することを約束。解決への方向性が示された**

都道府県建築士審査会の委員任期の 条例委任に関する考え方

国土交通省住宅局
建築指導課

平成30年8月

都道府県建築士審査会について

1. 都道府県建築士審査会とは

建築士法第28条で「一級建築士試験、二級建築士試験又は木造建築士試験に関する事務(中央指定試験機関又は都道府県指定試験機関が行う事務を除く。)をつかさどらせるとともに、この法律によりその権限に属させられた事項を処理させるために、国土交通省に中央建築士審査会を都道府県に都道府県建築士審査会を置く。」と規定されている通り、建築士試験の事務及び法律に規定されている権限を有する。

2. 都道府県建築士審査会の権限

- 二級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務(二級建築士試験及び木造建築士試験問題の作成の基本方針の検討、合否判定の基準の検討等) [士法第28条]
- 二級建築士又は木造建築士がその業務に関して不誠実な行為をしたこと等を理由に、都道府県知事が、業務停止又は免許の取消しの懲戒処分をすることへの同意について議決を行うこと [士法第10条第4項]
- 都道府県知事が都道府県指定試験機関の指定、試験事務規程の変更、指定の取消し等の処分を行う場合に意見を述べること [士法第15条の6第3項において準用する第15条の2第3項、士法第15条の6第3項において準用する法第10条の9第1項、士法第15条の6第3項において準用する第10条の16第2項]
- 建築士事務所の開設者がその業務に関し不正な行為をしたこと等を理由に、都道府県知事が建築士事務所の登録を取り消し、又は閉鎖命令の監督処分をすることへの同意について議決を行う。 [士法第26条第4項]

3. 委員の任期

2年[士法第30条]

都道府県建築士審査会の委員任期の条例委任について

4. 委員の任期を2年とする考え方

「審議会等の整理合理化に関する基本計画（平成11年4月27日閣議決定）」において、委員の任期は原則として2年以内とされていることから、中央建築士審査会の委員の任期を2年と定めており、それに準じて都道府県建築士審査会の任期を2年としている。なお、委員は再任されることができることとなっている。

5. 都道府県建築士審査会の委員の任期を委員の条例委任を行うことの懸念

○建築基準法に基づく建築審査会の委員の任期についても、都道府県建築士審査会と同じく、一律に2年間で規定されていたが、「5次分権一括法」(※)により、国土交通省令で定める基準(2年)を参酌して条例で定めることとされたところ。

(※) 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号。平成28年4月1日施行。)

○しかしながら、国土交通省において、各地方公共団体における建築審査会の委員の任期の実態を把握するため、条例の制定状況等の調査を行った結果、ほとんどの特定行政庁では特段の支障がないとして、参酌基準と同一の2年に任期を定めている状況。(特定行政庁からは、条例制定にかかる事務の負担に対する不満の声も聞いているところ。)

2年以外に定めた主な理由

2年以外
(3自治体)

- 実績の蓄積、高度化する審査請求に対する適切な判断力、各分野での委員の更なる優れた経験と知識の向上を目指すとともに、同案件において継続した審査請求提起に対応できる体制を整えるため【3年】
- 建築審査会の年間開催回数が少ないことで、任期が2年間だと委員が慣れてきた時に改選になってしまうため【3年】
- 行政職委員の人事異動等により、1年ほどで委員を解任する運用実態があったため【2年以内】

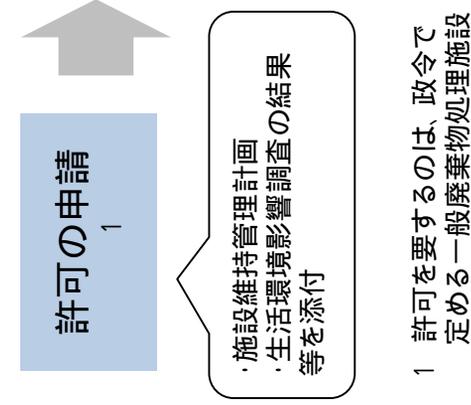
2年

(302自治体)

○都道府県建築士審査会の委員の任期についても、建築審査会と同様の状況となる可能性が高く、真にニーズがあるものを慎重に確認することが必要である。

一般廃棄物処理施設設置に係る手続

(法第8条) 民間事業者等による設置

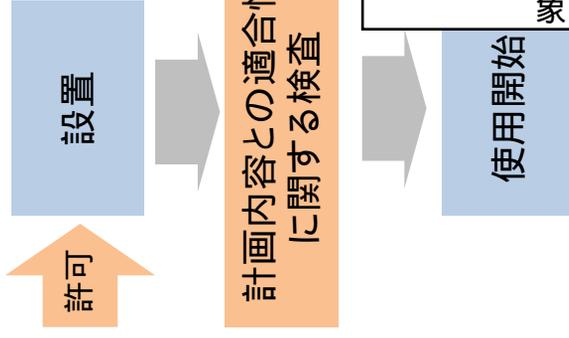


- 都道府県が実施
- 申請内容等の告示
- 関係市町村長への通知・意見聴取
- 許可の基準

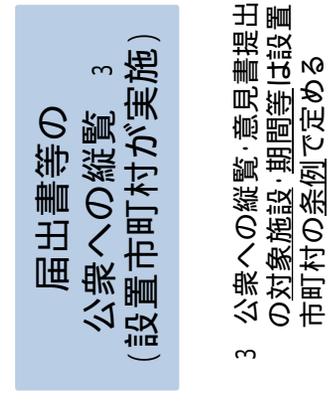
•技術上の基準に適合していること
 •生活環境等に配慮した計画であること
 •申請者の能力が基準に適合していること 等
 都道府県知事は、上記に適合していると認めるときでなければ許可してはならない。

2 焼却施設又は最終処分場が対象
 利害関係者は縦覧期間満了から2週間後まで意見書提出が可能

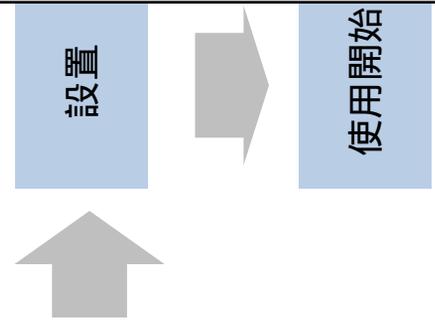
- 専門家からの意見聴取
- 申請書等の公衆への縦覧² (1月間)



(法第9条の3) 市町村による設置



- 都道府県知事は、届出内容が技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から30日⁴以内に限り、計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 4 最終処分場については、60日以内



備考 附則34: 産業廃棄物処理施設の設置者における特例の対象となる一般廃棄物及び処理施設の拡大(環境省)